

日野市 企業立地支援制度について

日野市内の工業系用途地域に設備投資を行う企業等に対し、一定の要件を満たしている場合に固定資産税・都市計画税相当額を奨励金として交付（キャッシュバック）します。

また、設備投資に伴い市内在住者を新たに雇用した場合にも奨励金を交付します。

奨励金の種類

種別	概要	投下固定資産評価額
1. 企業立地 奨励金	工場等の施設を新たに設置もしくは拡張した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付します。	中小企業：3,000万円以上 中小以外：1億円以上 ※1
2. 産業創出施設 設置奨励金	研究開発など新たな産業の創出を図る施設を新たに設置もしくは拡張した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を5年間交付します。	1億円以上
3. 貸し施設 設置奨励金	貸し工場等を新たに設置し、製造業等を行う企業等に賃貸した場合、貸し工場等を設置した事業者に、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付します。	1億円以上
4. 産業用地 確保奨励金	製造業等を行う企業等に土地を譲渡した場合、土地を売却した方・企業等に、固定資産税・都市計画税相当額を1年間交付します。	※2
5. 生産設備 設置奨励金	新たに生産設備を設置した中小企業に、その償却資産の固定資産税相当額を3年間交付します。	1,500万円以上
6. 雇用促進 奨励金	上記1. 2. 5. の奨励金の活用に伴い市内居住者を新たに常用雇用者した場合、雇用した事業者等に、一人あたり10万円を1年間交付します。	

※1：常用雇用者数の規定あり

※2：500㎡以上

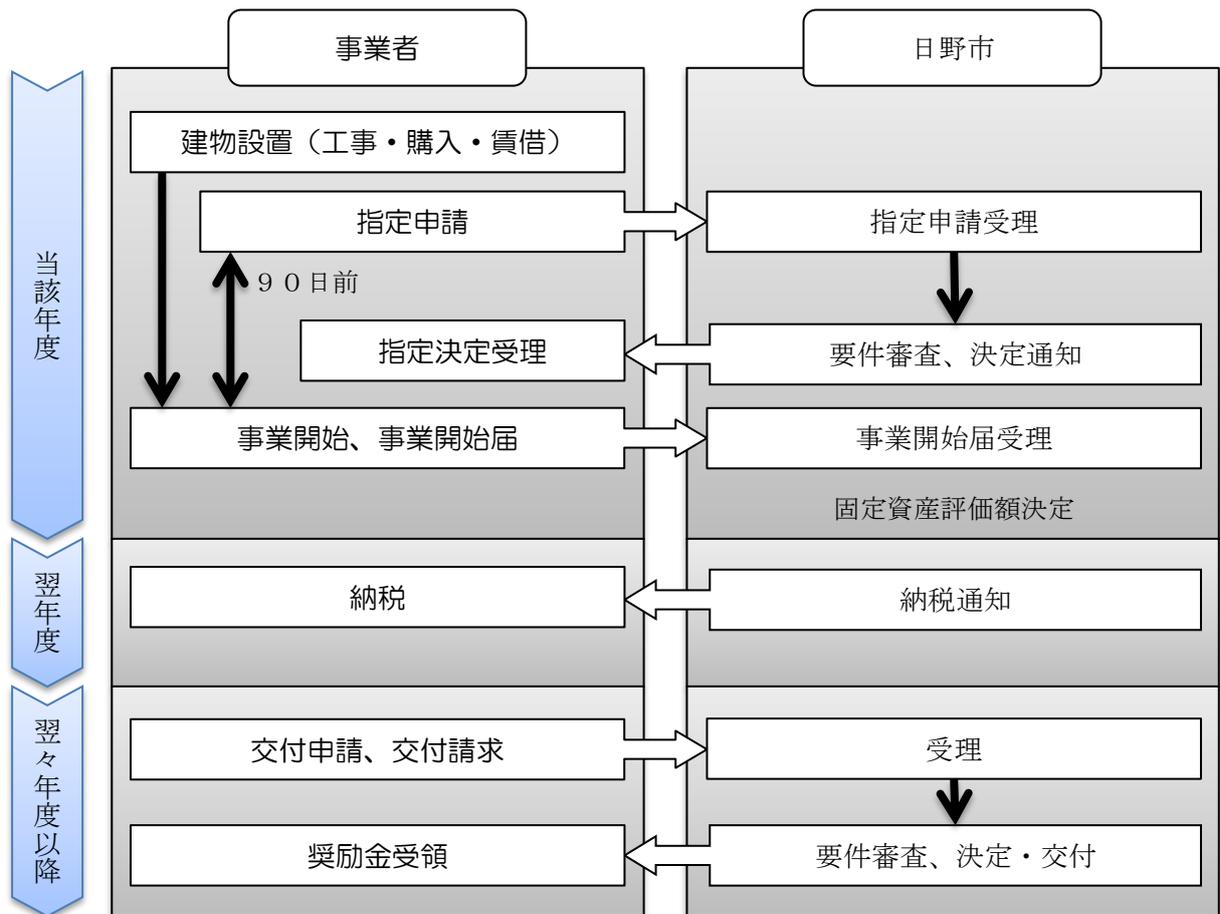
対象地域

日野市内における準工業地域及び工業地域

対象業種

製造業及び製造業に関連するサービス等

交付までの流れ（企業立地奨励金の場合の代表例）



市内建設業者活用加算金

工場等を建築する際、市内の建設業者を活用いただいた場合に、加算金を交付します。

問合せ先

日野市産業スポーツ部産業振興課 ものづくり推進係

電話：042-514-8442

H P：http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/198,129396,322,html